別添2－1

菊池市下水道事業経営戦略

団体名	:	熊本県菊池市
事業名	:	農業集落排水事業
策定日	:	令和　2　年　　月
計画期間	:	令和　2　年度　～　令和　11　年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和63年度 (31年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用（令和2年4月）
処理区域内人口密度	18.1人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	5処理区(七城地区2処理区・泗水地区3処理区)		
処理場数	5処理場(七城地区:七城北部浄化センター、七城南部浄化センター 泗水地区:永住吉地区クリーンセンター、田島地区クリーンセンター、三万田地区クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・最適化については令和2年度に菊池市全域及び他市を含めた終末処理場の最適な数を計画するため委託を実施 共同化については、該当事項がありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用料体系は従量制、定額制、人頭制などに大別され、本市の農業集落排水事業では人頭制を採用しています。(基本料1,429円＋1人当たり477円を加算し合計に税を加算) (基本料1,429円＋人数×477円)+税					
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務料金の主なものでは、基本料は1,429円、業務料金として1,905円と従業員数に応じ239円を加算しこれに税を加算します。					
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし					
条例上の使用料*2 (3人世帯あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,080	円	実質的な使用料*3 (20㎥あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,191 円
	平成30年度	3,080	円		平成30年度	2,941 円
	令和元年度	3,140	円		令和元年度	3,182 円

*2 条例上の使用料とは、人頭制のため一般家庭における3人世帯あたりの使用料を記載。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職　員　数	令和2年度については、下水道課職員12名で構成されています。内訳としましては、主に下水道使用料に関することや下水道事業会計の予算決算業務を行う管理係に4名、主に下水道の整備、特に接続に関する業務を行う工務係に4名、施設やMP等の維持管理の業務を行う施設係に2名を配置しており、農業集落排水事業から職員2名分を支出。
事 業 運 営 組 織	下水道課職員12名・会計年度任用職員1名のうち、課長1名、課長補佐1名、係長3名、管理係3名、工務係3名、施設係1名、会計年度任用職員1名の構成。 課長 ― 課長補佐 ― 管理係　係長以下4名 課長補佐 ― 工務係　係長以下4名、会計年度任用職員1名 課長補佐 ― 施設係　係長以下2名 うち、農業集落排水事業では、2名を配置。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場及びポンプ場の運転管理を民間委託。 使用料に関する業務（使用料の請求や徴収に関すること等）を民間委託。
	イ 指定管理者制度	現在活用はございません。
	ウ PPP・PFI	現在活用はございません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	現在活用はございません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	現在活用はございません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

1、経営の健全性・効率性

収益的収支比率	望ましい方向：増加	
指標の説明	総費用と地方債償還金との合計額と総収益とを比較したものを表す指標です。	
指標の基準（目標）値	単年度の収益収支が100％を超えて比率が高いほど経営状況が良好といえる。	
グラフ及び実績	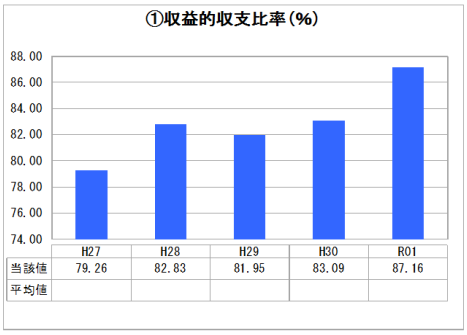 （本市：棒グラフ）	
現状の簡易分析・コメント	毎年の人口の減少状況を注視しながら支出内容の改善、収入の見直し等を計画を行います。	

※累積欠損金比率、流動比率、企業債残高対事業規模比率については数値なし

経費回収率	望ましい方向：増加	
指標の説明	下水道使用料で回収すべき経費(汚水処理費)をどの程度賄えているかを表す指標です。	
指標の基準（目標）値	下水道使用料で回収すべき経費を、すべて下水道使用料で賄えている状況を表す指標であり、「100％以上」であることが必要です。	
グラフ及び実績	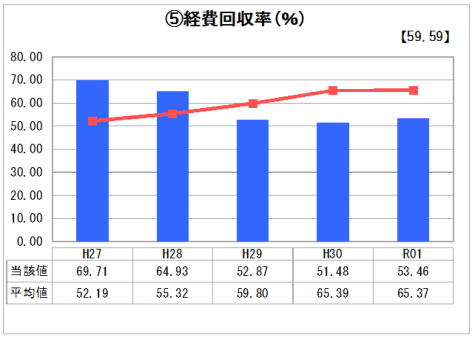 H27 H28 H29 H30 R01 当該値 69.71 64.93 52.87 51.48 53.46 平均値 52.19 55.32 59.80 65.39 65.37 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	令和1年度より微量な増加傾向が見られます、今後も継続して収入支出の検証を図ります。	

汚水処理原価	望ましい方向：減少	
指標の説明	有収水量（下水道使用料の対象となる水量）1㎥当たりの汚水処理に要した費用を表す指標です。	
指標の基準（目標）値	明確な基準はありません。減少が望ましい。	
グラフ及び実績	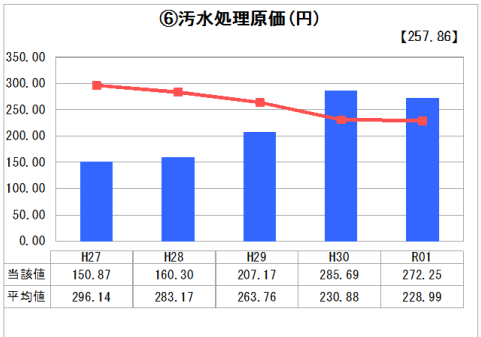 H27 H28 H29 H30 R01 当該値 150.87 160.30 207.17 285.69 272.25 平均値 296.14 283.17 263.76 230.88 228.99 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	増加傾向にあり、処理場の維持管理費等の増が影響していると思われます、必要に応じた修繕を計画します。	

施設利用率	望ましい方向：増加	
指標の説明	汚水の処理施設が1日に対応可能な処理能力に対する、1日平均処理水量の割合であり、施設状況や適正規模を判断する指標です。	
指標の基準（目標）値	明確な数値基準はありません。増加が望ましい	
グラフ及び実績	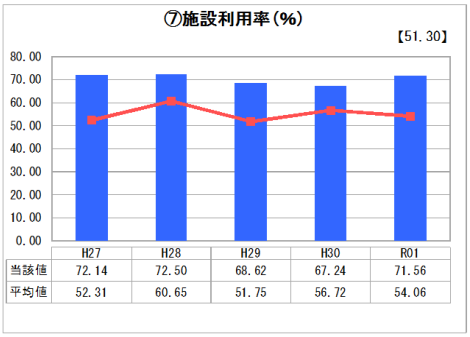 H27 H28 H29 H30 R01 当該値 72.14 72.50 68.62 67.24 71.56 平均値 52.31 60.65 51.75 56.72 54.06 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	約60から70％台を推移しており、利用率としては、低率であるので、今後は施設の統合を含め検証します。	

水洗化率	望ましい方向：増加	
指標の説明	処理区域内人口のうち水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。	
指標の基準（目標）値	公共用水域の水質保全や、下水道使用料収入の増加などの観点から、「100％」であることが望ましいとされています。	
グラフ及び実績	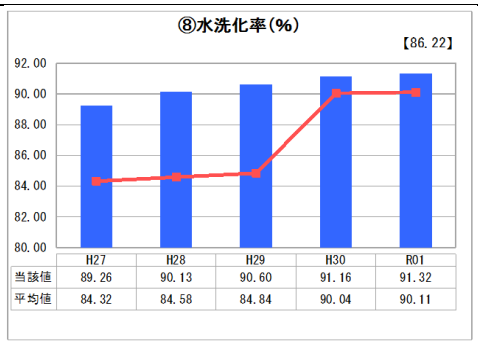 H27 H28 H29 H30 R01 当該値 89.26 90.13 90.60 91.16 91.32 平均値 84.32 84.58 84.84 90.04 90.11 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	少しずつ増加傾向にありますので、今後も水洗化率の向上に向け推進します。	

2. 将来の事業環境

（1）処理区域内人口の予測

全国的に人口減少が進んでいる中、菊池市でも人口減少が進んでいます。処理区域内人口も、ここ数年間で市全体人口と比例して減少していくものと予測します。

■人口の推移　（単位：人）

※各年度の基準日：1月1日　資料：市民課（住民基本台帳）

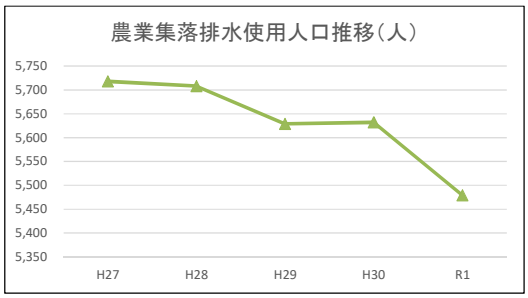

（2）有収水量の予測　※有収水量：下水道使用料徴収の対象となる水量。

有収水量につきましては、水道メーターの使用した水量に対し、汚水流入量（汚水処理量）の対象になった水量です。
本市の農業集落排水の有収水量については、七城地区、泗水地区共に処理区域内人口が下降しており、今後も市全体の人口減少に伴い徐々に減少すると予測します。また管渠の定期的な点検の実施等の調査を計画する予定です。

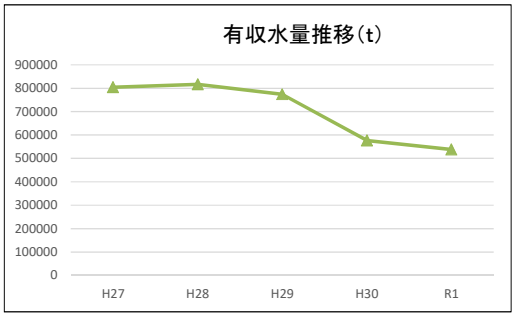

（3）使用料収入の見通し

接続率の増加や核家族化により近年では調定額が増加しておりますが、今後、数年では横ばいからその後、処理区域内の人口減により減少傾向に移行していくものと予測します。(※令和元年度の数値については、公会計移行による打切決算により参考数値)

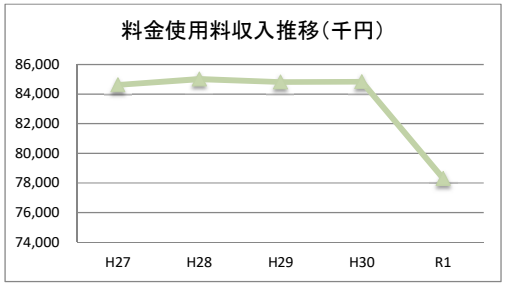

（4）施設の見通し

処理場施設については、農業集落排水施設最適整備構想により順次更新が必要です。処理場の改築、管渠の更新について必要な計画を行います。

【今後の主な施設改築更新内容】
〇現在は具体的な計画はなし

管渠の更新については、一番古い管渠で供用開始約25年程度経過しておりますので、将来に向け財源等の計画を行います。
【今後主な管渠改築工事】
〇管渠老朽化調査等
〇処理場統合による特定環境保全公共下水道への管渠接続工事

（5）組織の見通し

令和2年度より企業会計（法の一部適用）を行ったため、H29年度より組織の変更は行っておりません。
将来的には、他部署との組織統合を検討する必要があると考えます。

R2年度

建設部	下水道課	管理係
		工務係
		施設係

※将来の統合例

建設部	上下水道課（局）	管理係	契約事務、検査等全般
		庶務係	料金等その他庶務全般
		工務第1係	上水配水管等の維持、新設
		工務第2係	下水管渠、浄化槽等の維持、新設
		施設係	配水池、処理場の維持管理

3．経営の基本方針

【基本方針】
菊池市では、自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく「安心・安全の『癒しの里』きくち」を目指し、快適で安全・安心な生活の確保を図るため、菊池市下水道事業において6つの事業による整備や維持管理を行っています。農業集落排水事業については市町村合併前に5か所に処理場があり、まず七城南部浄化センターについては、平成8年に事業採択を受け平成13年に供用を開始し、現在までに汚水管渠の整備距離は約20kmです。七城北部浄化センターについては、平成9年に事業採択を受け平成16年に供用を開始し、現在までに汚水管渠の整備距離は約16kmです。続いて永住吉クリーンセンターについては、平成6年に事業採択を受け平成10年に供用を開始し、現在までに汚水管渠の整備距離は約15kmです。田島クリーンセンターについては、平成9年に事業採択を受け平成14年に供用を開始し、現在までに汚水管渠の整備距離は約17kmです。最後に、三万田クリーンセンターについては、平成16年に事業採択を受け平成20年に供用を開始し、現在までに汚水管渠の整備距離は約4kmです。今後、施設の更新及び特定環境保全公共下水道への統合を見据えた検討を計画します。
近年は全国的に少子高齢化や人口減少の時代に直面し、下水道事業においても使用料収入の確保や下水道施設の更新、また財政状況の改善が課題となっています。このような状況のなか、市は住民のニーズや地理的特性を踏まえ、柔軟かつ計画的な経営への取り組みを進めていかなければなりません。
菊池市下水道事業は、令和2年度より一部法適用に会計方式を切り替え下水道施設の適切な整備・維持管理を通じた細やかな下水道サービスの実現と、持続可能な社会インフラ形成に向けた財政基盤の強化との両立を経営の基本的方針とします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別 紙 の と お り

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	将来的な処理施設の改築更新事業など、処理施設の統合を視野に入れた計画、また管渠の更新と、今後経費の増加が推測できるため、農業集落排水施設最適整備構想に基づき投資の平準化に努めます。

1.【汚水処理場】
・改築更新（補助事業）
処理場等の改築更新については、農業集落排水施設最適整備構想に基づくの改築などの更新計画を行います。
・広域化
特定環境保全公共下水道への統合の計画を検討します。

2.【汚水管渠】
・未普及整備（補助、起債事業、単独事業）
管渠においては、面整備が完了していることから小規模なものを想定しています。管渠等の更新について検討します。
・公共桝設置（単独事業）
新規住宅建設に伴い20基程度の設置を行うことで、今後も水環境、水洗化率の向上の為、積極的な推進をしていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	使用料については、人口ビジョン等による市全体の人口減、それに伴う水洗化率も減少するため、適正な使用料の改定を目指し経営の安定化を図ります。

【収益的収入】
（使用料収入）
使用料については、減少傾向に推移していくものと推測します。使用料の見直しについては、今後検討し長期的な視点に基づき財政状況や経営状態を詳細に把握し、適正な使用料を目指します。
（繰入金）
繰入金については、公営企業の原則である独立採算制を基本とする中で、今後は財源不足を起こさないよう繰り入れを行います。当面は基準外の繰り入れも発生するため、支出の経費削減に努めます。

【資本的収入】
（国庫補助金）
特定環境保全公共下水道への統合を検討します。
（企業債）
世代間負担の平準化を図るため、また建設事業の財源不足を防ぐため、借入額を償還額内に抑えながら借り入れを実施していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間の活力の活用について、処理施設の維持管理運転業務委託を行っていますが、今後は、近隣自治体の状況を参考にし、本市がどの範囲までの包括的民間委託ができ、また費用対効果がどの程度見込めるのかを検証します。

【職員給与費】	毎年の人事異動、組織変更もあることから、今後も同水準で推移すると見込んでいます。
【動力費】	社会情勢に大きく変動しますが、緩やかに上昇すると見込んでいます。
【薬品費】	現状と同程度で推移すると見込んでいます。
【修繕費】	老朽化による修繕増により上昇すると見込んでいます。
【委託費】	主なものは処理場の維持管理業務委託で、委託料の算定には人件費が大きく占めており、今後も人件費単価の上昇を見込んでいます。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊（1）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	県や近隣市の状況を参考に、特定環境保全公共下水道との統合を含めた広域化の検討を実施していきます。
投資の平準化に関する事項	農業集落排水施設最適整備構想により効率的な投資を目指します。 投資の財源として、国庫補助金や企業債を最大限に利用し、単年度における経費の減少を図ります。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	取り組み可能な業務について、他の先進事例などを参考にし検討を図ります。
その他の取組	予定がありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業が繰入を行うことは、地方財政法第6条の規定で特別会計を設け、当該企業の性質上適正な経営を行っても、なおその経営の収入のみをもってあてることが客観的困難である場合に認められるもので、国の繰り出し基準で規定されています。 市民サービスに不可欠な下水道を安定的に維持し続けるには、一般会計からの繰り入れ金に過度に依存せず中長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があるため、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があることです。 一般会計からの繰り出しにより経営するということは、下水道の便宜を受けることができる住民とそうでない住民との間に、不公平が生じるなどの問題もあり、使用料の適正化を進めることは財政にも重要なことですので、この事からも最適な使用料となるよう見直しを進めます。
資産活用による収入増加 の取組について	予定がありません。
その他の取組	・下水道使用料収入の確保 公衆衛生の向上、地域の環境保全からも未水洗家屋の所有者等に対し、市広報等による啓発・水洗化促進を進めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	業務に関し民間活力等の適用範囲を検証し、経費削減等の効果を含め検討していきます。
職員給与費に関する事項	包括的民間委託等により業務内容に変更が生じた場合、必要に応じて人事担当部局と適正な人員配置について検討します。
動力費に関する事項	設備の更新や最新化を実施することで、消費電力減少の効果を図り、入札等を実施することにより、今後の電力単価の増大などの対策に努めます。
薬品費に関する事項	該当がありません。
修繕費に関する事項	老朽化の度合いなどを検討し、農業集落排水施設最適整備構想に基づいた計画的な更新を行うことで、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	包括的民間委託など民間活用によるコスト削減について検討します。
その他の取組	特になし

５．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	進捗管理やPDCAサイクルなどを用いて事後検証行い、5年目に経営戦略の見直しを行っていきます。 見直しの際は、投資試算・財源試算と実績との乖離及びその原因を検証し、将来の予測方法や経営の効率化に向けた取り組み等について、必要な見直しを実施することで事業運営を図ります。 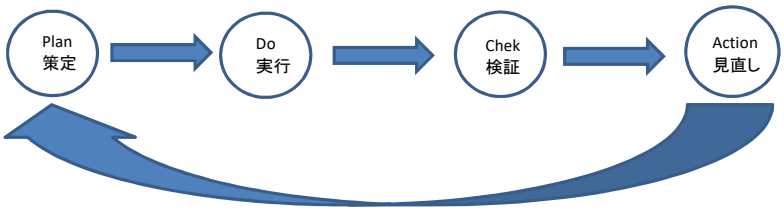

SDGsのゴール	6　安全な水とトイレを世界中に

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

農業集落排水事業

（税抜き）　　（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度			前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益 (A)			77,238	90,019	87,619	86,497	86,438	86,006	86,480	86,010	84,832	83,485
		(1) 料金収入			77,215	77,084	76,698	76,315	75,933	75,553	74,797	74,049	72,568	71,117
		(2) 受託工事収益 (B)												
		(3) その他			23	12,935	10,921	10,182	10,505	10,453	11,683	11,961	12,264	12,368
		2．営業外収益			324,294	288,982	252,488	240,137	243,552	244,062	257,001	261,867	267,302	271,058
		(1) 補助金			214,775	179,430	163,319	158,698	163,647	165,233	178,811	183,820	189,883	194,137
		他会計補助金			214,775	179,430	163,319	158,698	163,647	165,233	178,811	183,820	189,883	194,137
		その他補助金												
		(2) 長期前受金戻入			109,459	109,491	89,108	81,378	79,844	78,768	78,129	77,986	77,358	76,860
		(3) その他			60	61	61	61	61	61	61	61	61	61
		収入計 (C)			401,532	379,001	340,107	326,634	329,990	330,068	343,481	347,877	352,134	354,543
	収益的支出	1．営業費用			347,971	345,157	308,948	297,907	301,289	302,634	312,784	317,347	321,470	324,413
		(1) 職員給与費			7,530	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147
		基本給			3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
		退職給付費			650	650	650	650	650	650	650	650	650	650
		その他			2,980	3,597	3,597	3,597	3,597	3,597	3,597	3,597	3,597	3,597
		(2) 経費			131,000	126,896	128,339	129,799	131,277	132,773	134,288	135,821	137,372	138,941
		動力費			26,252	25,956	26,138	26,321	26,505	26,691	26,878	27,066	27,255	27,446
		修繕費			14,954	13,623	13,718	13,814	13,911	14,008	14,106	14,205	14,304	14,404
		材料費			1,601	1,645	1,653	1,661	1,669	1,677	1,685	1,693	1,701	1,710
		その他			88,193	85,672	86,830	88,003	89,192	90,397	91,619	92,857	94,112	95,381
		(3) 減価償却費			209,441	210,114	172,462	159,961	161,865	161,714	170,349	173,379	175,951	177,325
		2．営業外費用			36,941	33,708	31,023	28,591	28,565	27,298	30,561	30,394	30,528	29,994
		(1) 支払利息			31,422	28,718	25,851	23,234	23,022	21,567	24,603	24,208	24,039	23,203
		(2) その他			5,519	4,990	5,172	5,357	5,543	5,731	5,958	6,186	6,489	6,791
		支出計 (D)			384,912	378,865	339,971	326,498	329,854	329,932	343,345	347,741	351,998	354,407
	経常損益 (C)-(D) (E)				16,620	136	136	136	136	136	136	136	136	136
特別利益 (F)														
特別損失 (G)					4,758	136	136	136	136	136	136	136	136	136
特別損益 (F)-(G) (H)					△ 4,758	△ 136	△ 136	△ 136	△ 136	△ 136	△ 136	△ 136	△ 136	△ 136
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)					11,862									
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)					1,574	1,574	1,574	1,574	1,574	1,574	1,574	1,574	1,574	1,574
流動資産 (J)					24,635	24,624	24,592	24,560	24,528	24,496	24,433	24,371	24,247	24,126
		うち未収金			14,935	14,924	14,892	14,860	14,828	14,796	14,733	14,671	14,547	14,426
流動負債 (K)														
		うち建設改良費分			198,633	204,216	206,201	208,432	203,984	199,793	185,744	166,002	143,651	124,309
		うち一時借入金												
		うち未払金			12,640	12,640	12,640	12,640	12,640	12,640	12,640	12,640	12,640	12,640
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×100）														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)					77,238	90,019	87,619	86,497	86,438	86,006	86,480	86,010	84,832	83,485
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)					77,238	90,019	87,619	86,497	86,438	86,006	86,480	86,010	84,832	83,485
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)														

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

農業集落排水事業

（税込み）　　（単位：千円）

区分 ＼ 年度			前々年度（決算）	前年度（決算／見込）	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債			55,800	52,000	84,000	331,900	173,900	640,100	214,300	230,400	116,300	261,400
		うち資本費平準化債			49,000	52,000	69,000	73,000	69,000	61,000	44,000	22,000		
		2. 他会計出資金			45,207	68,241	72,729	53,314	70,160	29,678	70,382	71,637	79,140	41,742
		3. 他会計補助金												
		4. 他会計負担金			11,358									
		5. 他会計借入金												
		6. 国（都道府県）補助金												
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金			2,660	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
		9. その他												
		計 (A)			115,025	121,361	157,849	386,334	245,180	670,898	285,802	303,157	196,560	304,262
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)			115,025	121,361	157,849	386,334	245,180	670,898	285,802	303,157	196,560	304,262
	資本的支出	1. 建設改良費			33,118	24,759	39,759	283,661	129,719	603,919	195,125	233,159	141,139	286,257
		うち職員給与費			8,693	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147
		2. 企業債償還金			193,123	198,633	204,216	206,201	208,432	203,984	199,793	185,744	166,002	143,651
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他												
		計 (D)			226,241	223,392	243,975	489,862	338,151	807,903	394,918	418,903	307,141	429,908
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)					111,216	102,031	86,126	103,528	92,971	137,005	109,116	115,746	110,581	125,646
補塡財源		1. 損益勘定留保資金			99,982	100,623	83,354	78,583	82,021	82,946	92,220	95,393	98,593	100,465
		2. 利益剰余金処分額			10,288									
		3. 繰越工事資金												
		4. その他			946	1,408	2,772	24,945	10,950	54,059	16,896	20,353	11,988	25,181
		計 (F)			111,216	102,031	86,126	103,528	92,971	137,005	109,116	115,746	110,581	125,646
補塡財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)					2,029,734	1,883,101	1,762,885	1,888,584	1,854,052	2,290,168	2,304,675	2,349,331	2,299,629	2,417,378

○他会計繰入金　　（単位：千円）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算／見込）	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分			202,913	192,364	174,239	168,879	174,151	175,685	190,493	195,780	202,146	206,504
うち基準内繰入金			132,990	131,050	110,914	103,526	106,752	106,222	118,532	121,310	124,341	125,377
うち基準外繰入金			69,923	61,314	63,325	65,353	67,399	69,463	71,961	74,470	77,805	81,127
資本的収支分			56,565	68,241	72,729	53,314	70,160	29,678	70,382	71,637	79,140	41,742
うち基準内繰入金			20,712	21,105	21,507	21,917	22,335	22,762	22,422	18,823	13,394	5,863
うち基準外繰入金			35,853	47,136	51,222	31,397	47,825	6,916	47,960	52,814	65,746	35,879
合計			259,478	260,605	246,968	222,193	244,311	205,363	260,875	267,417	281,286	248,246